

横浜市介護サービス自己負担助成制度に関するお知らせ

平素より、本市介護サービス自己負担助成制度にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。このたび、「横浜市介護サービス自己負担助成制度」について、次のとおり運用を一部変更しますのでお知らせいたします。

1 定率助成の利用者負担額計算方法における、「総費用額」算出方法の変更

在宅サービス助成及びグループホーム助成における定率助成の計算方法について、平成30年8月サービス提供分より、「総費用額」の算出方法を変更します。

○総費用額算出方法の変更箇所

(市ホームページ掲載「介護サービス自己負担助成制度について(平成30年5月版)」P.5一部抜粋)

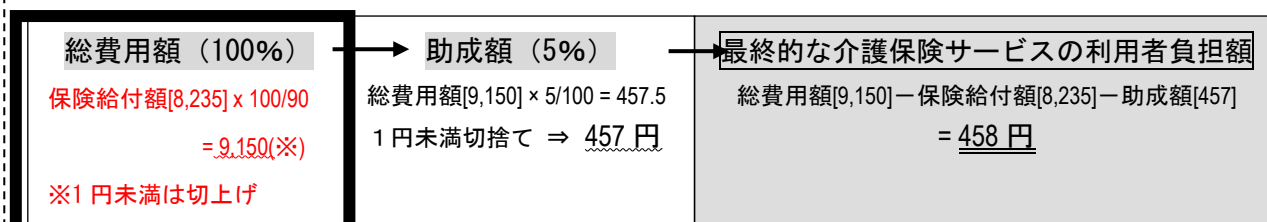
5. 利用者負担額の計算方法について

(1) 定率助成(在宅サービス助成及びグループホーム助成)の場合

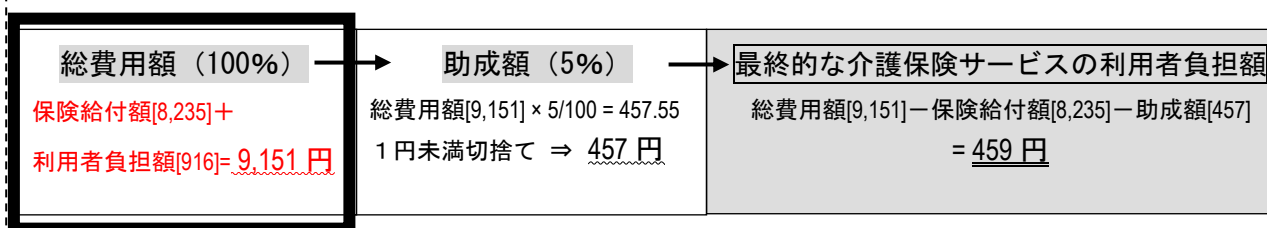
$$\boxed{\text{総費用額}} - \boxed{\text{保険給付額}} - \boxed{\text{助成額}} = \boxed{\text{介護保険サービスの利用者負担額}}$$

【例】保険給付額 8,235 円(総費用額 9,151 円、1割負担額 916 円)であり、本制度において、第2段階助成者(助成率 5%(総費用額の 5/100))の場合

<変更前> 「総費用額」 = 「保険給付額 × 100/90」にて算出。



<変更後> 「総費用額」 = 「保険給付額 + 利用者負担額(1割負担額)」にて算出。



※今回変更となるのは、「総費用額」の算出方法のみです。「助成額」、「最終的な介護保険サービスの利用者負担額」の算出方法は変更ありません。

○変更後の「総費用額」算出方法適用開始時期

平成30年8月サービス提供分から

※国保連請求月ではありません。サービス提供年月に応じて、総費用額の算出方法が変わります。

(平成30年7月サービス提供分までは、変更前の算出方法が適用されます。)

2 グループホーム助成における居住費等に対する助成内容の拡充

「グループホーム助成」について、平成30年8月サービス利用分から、「居住費等（家賃・食費・光熱水費）の利用者負担分」への助成上限額（月額）を引き上げます。

○グループホーム助成（居住費等）の拡充内容

グループホーム助成段階	助成上限額（月額）		
	平成30年7月利用分まで	→	平成30年8月利用分から
第1段階	29,800円	→	55,000円
第2段階		→	55,000円
第3段階		→	30,000円

○新たに拡充される助成内容に係る適用開始時期

平成30年8月サービス利用分から

※助成証記載の「居住費助成額（上限）」を必ずご確認ください。ただし、助成の対象となる費用の1か月あたりの利用者負担額が助成上限額未満の場合は、かかった費用の実費相当額が助成額になります。

3 その他

「介護サービス自己負担助成制度」に関する詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/shinsei/#zaitaku_syahuku

4 本件に関するお問合せ先

横浜市健康福祉局 介護保険課（給付担当）

TEL：045-681-5074

FAX：045-681-7789